変更した事項
灯質　単明暗赤光　明三秒暗一秒
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十三年十月十九日

名称　間鼻島灯台
位置
所在地　三重県度会郡南伊勢町（間鼻島）
北緯　三四―一九―一二
東経　一三六―四一―〇四
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十三年十月十九日

名称　紀伊田ノ浦港沖防波堤Ａ東灯台
位置
所在地　和歌山県和歌山下津港外港（田ノ浦沖防波堤Ａ東端）
北緯　三四―一〇―五六
東経　一三五―〇九―一三
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十三年十月十九日

名称　黒母瀬灯台
位置
所在地　長崎県佐世保市（黒母瀬）
北緯　三三―一四―三二
東経　一二九―一一―〇八
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで二一メートル
変更年月日　平成二十三年十月十九日

○海上保安庁告示第二百五十九号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大間港大間原子力発電所第二号灯浮標
位置
所在地　青森県大間港（大間港大間原子力発電所西防波堤灯台の西北西方約三九〇メートル）
北緯　四一―三〇―五九
東経　一四〇―五三―四二
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
灯質　単閃赤光　毎四秒に一閃光
光達距離　四・〇海里
点灯年月日　平成二十三年十月二十日
記事　電源開発株式会社大間原子力建設所管理

名称　大間港大間原子力発電所第三号灯浮標
位置
所在地　青森県大間港（大間港大間原子力発電所西防波堤灯台の北西方約三九〇メートル）
北緯　四一―三一―〇三
東経　一四〇―五三―四八
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質　単閃緑光　毎四秒に一閃光
光達距離　実効光度六四カンデラ　四・五海里
点灯年月日　平成二十三年十月二十日
記事　電源開発株式会社大間原子力建設所管理

名称　大間港大間原子力発電工事Ｂ灯浮標
位置
所在地　青森県大間港（大間港根田内西防波堤灯台の南南西方約一・五キロメートル）
北緯　四一―三〇―五八
東経　一四〇―五三―四一
廃止年月日　平成二十三年十月二十日

○海上保安庁告示第二百六十号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　室蘭港口灯浮標
位置
所在地　北海道室蘭港第三区（室蘭港南外防波堤灯台の西南西方約五六〇メートル）
北緯　四二―二〇―五〇
東経　一四〇―五四―三五
変更した事項
名称　室蘭港口灯標
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　柱形
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十三年十月二十日

名称　島原灯台
位置
所在地　長崎県島原市（白土三角点の東北東方約一・一キロメートル）
北緯　三二―四六―四七
東経　一一一―一一―五六
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年十月二十日

名称　島原新港南防波堤灯台
位置
所在地　長崎県島原市（島原新港南防波堤北端）
北緯　三二―四八―五〇
東経　一一一―一一―〇二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十三年十月二十日

公　告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４２７号
静岡県沼津市沢田町10番15号
債務者　有限会社小池電気
代表者取締役　小池　治通
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　哲行
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前11時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０４２号
東京都中央区東日本橋３丁目７番７号
債務者　ＮＴ株式会社
代表者代表取締役　小板橋孝治
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４９９号
東京都八王子市泉町1370番地の10
債務者　有限会社アオバ
代表者代表取締役　鈴木　貞吉
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　陽介
4　破産債権の届出期間　平成23年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前11時

東京地方裁判所民事第20部